

足立納税貯蓄会 No146

会長あいさつ・足立税務署長着任のごあいさつ
第 62 回定時総会報告・組合長会議開催
国税・都税・区税のお知らせ
会員リレー投稿 副会長・荒井正行



都市農業公園（足立区鹿浜二丁目4番1号）

足立区都市農業公園は失われつつある農村風景を残した公園で、園内の田んぼや畑では無農薬無化学肥料の有機栽培を行っています。収穫物はマルシェでの販売や、園内レストランで使用しています。その他、収穫体験や田植え体験、自然あそびなど多数プログラムも実施しています。春には約 50 種 290 本のサクラが見事な花を咲かせ、河川敷花壇では春にチューリップ、秋にはコスモスが咲き誇ります。

お問合せ 都市農業公園 ☎ 3853-4114（写真提供 足立区）

足立納税貯蓄組合連合会 <http://www.adachinoren.org/>

定時総会を無事終了して 会長 八木澤 秀夫



第62回定時総会では、提出された議案すべて承認可決されました。会員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

昨年度は、足立納連の役員はもとより、組合員一人ひとりが納連の本来の役割を再認識し地道な納貯活動を行ってまいりました。その結果として、平成29年度の事業計画も、大過なく執行出来ましたこと

に御礼申し上げます。

納連を取巻く環境は大変厳しく、自主運営と自主財源の確保及び会員名簿の再編集と課題は山積しておりますが、足立納連はそれらに対して積極的に対応致しました。

平成30年度の活動につきましては、先の定時総会で承認されました、重点目標の実現に向けて積極的に活動する所存でございます。

中学生の「税についての作文」募集活動については、管内19校全ての中学校の協力を賜り多数の応募があり、深く感謝申し上げます。尚5月22日に開催した足立租税教育推進協議会の総会に於いて報告致しました。

また、5月14日に行った「都税PRキャンペーン」は

足立都税事務所と足立税務署並びに足立区役所連携し北千住駅頭において実施し効率的・効果的なPR活動を行いました。

次に重点事業である期限内納税の推進と口座振替制度の利用拡大と普及については、確定申告期間中の振替コーナーにおいて、積極的な活動を展開し、多数の納税者から口座振替申込書の提出頂き、成果を挙げる事が出来ました。さらに税知識の普及と納税思想の高揚に務め並びに納連のPRのため例年実施しております「あだち区民まつり」に参加し、多数の参加者のもと広報活動を行う予定であります。次に広報事業である「納連だより」については、第146号・第147号の発刊を予定しています。

平成28年1月1日より施行されましたマイナンバー制度については、今年度も研修会等を協議会と共に開催し、制度の周知を図りたいと思います。更に今年度は、中学生の「税についての作文」募集活動については、足立税務署署長を受賞した生徒さんに、12月13日に2名の生徒さんお招きして一日税務署長を体験して頂きました。納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付の体制の確立、更に広く区民各層に働きかけ、税についての良き理解者、協力者の拡大に努め、納税思想の高揚に一層努力してまいります。

以上の諸施策を実現すべく役員一同一丸となって業務執行をいたしますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

着任のご挨拶



秋涼の候、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

八木澤会長をはじめ、役員並びに組合員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

この度の定期人事異動で足立税務署長を拝命いたしました

た佐々木でございます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様方には、税務行政の根幹の一つであります期限内納税の推進に積極的に取り組んでおられ、特に金融機関と連携を図り、他の税務署の模範となる消費税積立預金等の商品化等により、滞納未然防止に多大な貢献をいただいております。

また、あだち区民まつり等での広報活動や確定申告期の「振替コーナー」等におきましてもご尽力をいただいております。

更に、中学生の「税についての作文」募集事業につきましては、次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした、非常に重要な事業であり、皆様方の租税教育に対する熱心な取組により、昨年度も足立税務署管内全19の中学校から多数の応募があり、内容もすばらしいものであります。

税務署といたしましても、引き続き、皆様方と力を合わせて取り組んでまいり所存でございますので、よろしく御礼申し上げます。

ところで、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方とは、こ

足立税務署長 佐々木 信義

れまで同様、さまざまな場面で連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますが、特に、当面の課題であります2つの取組について申し上げたいと思います。

1つ目といたしましては、平成31年10月1日に税率が引き上げられることとされている消費税の関係についてでございます。

今般の消費税法等の改正では、税率引き上げと同時に、低所得者への配慮の観点から、消費税の軽減税率制度を実施することとされており、本制度の実施により、日々の商品管理や納税事務の面で、多数の事業者の方が影響を受けることとなります。

税務署におきましては、本制度の導入に当たり、万全の準備を進めるとともに、事業者の方が、消費税の仕組みや制度の内容を十分にご理解いただけるよう、引き続き周知・広報等種々の施策を行ってまいります。皆様方のお力添えなくしては、円滑な導入は不可能と考えております。どうかより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2つ目といたしましては、引き続きとはなりますが、国税電子申告・納税システム(e-Tax)の一層の普及及び添付書類も含めた電子化に向けた取組についてでございます。

平成30年度税制改正において大法人の電子申告義務化が施行されるなど、更に電子化に向けて税務行政の環境が変化していくことが見込まれているところであります。

皆様方におかれましても、添付書類を含めたe-Taxの更なる利用率の向上に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、役員並びに組合員の皆様方の一層のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

第62回定時総会開催される

八木澤会長の挨拶



去る、5月23日(水)、江戸一万余来館において、第62回定時総会が来賓及び多数の組合員出席のもと盛大に執り行われました。司会：原島総務部長。

田谷野副会長の開会の言葉の後、八木澤会長挨拶がありました。総会の審議は予定された全ての議案が満場一致で可決承認されました。

議決された主な議案は次の通りです。

- 1、平成29年度 事業報告
- 2、平成29年度 収支決算報告及び会計監査報告
- 3、平成30年度 事業計画
- 4、平成30年度 収支予算

平成29年度事業経過報告

◎総括

足立納税貯蓄組合は、昭和26年に納税貯蓄組合法が施行されてから、昭和31年の創立以来、納税貯蓄組合の基本目標である期限内完納の確立を目指してその活動を継続してきました。

足立納税貯蓄組合連合会では、主要事業である中学生の「税についての作文」募集や、広報活動事業の一環である「あだち区民まつり」での振替勧奨や電子申告の利用促進などの事業も計画通りに実施することができました。

尚、特筆すべきは、12月13日に実施した「中学生の一日税務署長」については、2名の生徒さんが出席し署長任命式を行い、後に署内の各部署を見学して、各部門の統括官より仕事の概要について説明を受け、後に懇談会を開催し意見の交換を行いました。

来賓ご挨拶の清水足立都税事務所長



来賓ご挨拶の松井副署長



その他例年通り、当連合会の事業活動の広報など、大いにアピールするところとなり、その目的を十分に達成することができました。(一部割愛)

平成30年度事業計画

◎基本理念

足立納税貯蓄組合連合会は基本目標である納期内完納の確立を目指して、納税道義の高揚を基調に納税資金の備蓄と口座振替制度の利用拡大を主な活動基本とする。

活動の重点

本年度の活動の重点を次のとおり設定し、納税貯蓄組合員の意識の向上と租税の自主納付体制の確立を図り、広く税についての良き理解者、協力者の拡大に一層努めることとする。

なお、税務行政が納税者サービスの一環として進める電子申告・電子納税の利用促進については、当連合会としても引き続き、事業活動の重点施策の一つとしてあらゆる機会をとらえて普及活動を行うこととし、次代を担う青少年に対する租税教育については、その重要性をこれまで以上に認識し、中学生の「税についての作文」募集活動等を通じて若い世代に対する租税意識の向上を図ることを活動の大きな柱として積極的に取り組んでいくこととする。(一部割愛)

活動の重点事項

- (1)振替納税制度の普及拡大と各税の期限内完納の推進
- (2)消費税納税用金融商品の推奨
- (3)正しい税知識の普及と納税思想の高揚
- (4)租税教育活動の推進
- (5)組織の活性化と財源基盤の確立
- (6)青年部・女性部の増強と拡充
- (7)e-Tax、eLTAx及び電子納税制度の普及推進
- (8)関係機関及び友誼団体との連携協調

厳粛な総会風景



平成29年度事業経過

(1)

年月日	事業名	事業内容	実施場所
29. 4. 4	納連会計監査	平成28年度会計監査	八木澤会計事務所
29. 4. 19	足立税務協力六団体協議会	確定申告経過報告	足立税務署
29. 5. 9	都税キャンペーン	北千住駅頭 振替推進キャンペーン	北千住駅前
29. 5. 12	東総連会長会	平成29年度事業計画・予算	上野精養軒
29. 5. 22	第61回定時総会	1 平成28年度 事業経過報告 2 平成28年度 収支決算報告及び監査報告 3 平成29年度 事業計画 4 平成29年度 収支予算	江戸一万余来館
29. 5. 24	租税教育推進協議会	総会	足立区役所
29. 6. 2	教育委員長	中学生の「税についての作文」依頼	足立区役所
29. 6. 15	足立税務協力六団体協議会	会計報告	足立税務署
29. 6. 17	女性部役員会	平成29年度事業経過報告・確申反省会	三田割烹
29. 6. 21	中学校訪問	税についての作文依頼訪問19校	
29. 6. 26	東総連定時総会	1 平成28年度 事業経過報告 2 平成28年度 収支決算報告及び監査報告 3 平成29年度 事業計画 4 平成29年度 収支予算	上野精養軒
29. 7. 7	東総連青年部総会	1 平成28年度 活動報告 2 平成29年度 活動計画	上野精養軒
29. 7. 7	東総連女性部総会	1 平成28年度 活動報告 2 平成29年度 活動計画	上野精養軒
29. 7. 20	足立税務署長表敬訪問	新任税務署長挨拶	足立税務署
29. 7. 20	正副会長会・税理士部会	平成29年度事業活動検討	足立税務署
29. 7. 24	東総連会長会	地区役員連絡協議会当番署連事前打合せ	上野精養軒
29. 8. 2	足立税務協力六団体協議会	今後の事業計画打合せ	足立税務署
29. 8. 23	組合長・常任理事会	平成29年度事業活動検討	足立税務署
29. 8. 24	城東地区役員会	協議会の事前打合せ	向島税務署
29. 8. 31	東総連会長会	地区役員連絡協議会当番署連事前打合せ	上野精養軒

(2)

年月日	事業名	事業内容	実施場所
29. 9. 2	青年部役員会	今後の予定について	北千住明日香
29. 9. 15	作文審査会	中学生作文審査会	足立税務署
29. 10. 2	東総連作文審査会	東総連中学生作文審査会	上野精養軒
29. 10. 7 ～ 8	あだち区民まつり	広報活動及び租税教育	荒川河川敷 (千住虹の広場)
29. 10. 16	城東地区役員会	各署連の活動報告	森下文化センター
29. 11. 13	研修会・座談会	税務署長講演・署長を囲む座談会	足立税務署
29. 11. 16	足立税務署納税表彰式	平成29年度納税表彰	足立勤労福祉会館
29. 11. 24	中学生の作文表彰式	中学生の税についての作文表彰	西新井 ギャラクシティ
29. 12. 13	一日税務署長式典	中学生の作文, 足立税務署長賞受賞者の体験	足立税務署
30. 1. 5	正副会長会	東京都主税局長挨拶訪問	足立税務署
30. 1. 9	新年挨拶会	足立税務署表敬訪問	足立税務署
30. 1. 11	足立税務協力六団体協議会	確定申告打合せ	足立税務署
30. 1. 15	東総連新年会	新年賀詞交歓会	上野精養軒
30. 2. 2	収納金融機関打合せ会	振替納税等についての三税説明会	足立勤労福祉会館
30. 2. 7	区長との懇談会		足立区役所
30. 2. 14	東総連地区協議会	補助事業に対する会計処理の説明	上野精養軒
30. 2. 15 ～3. 15	確定申告期 「振替コーナー」従事	振替納税の勧奨・納連事業のPR	足立税務署 足立区役所
30. 3. 22	東総連会長会	平成30年度事業計画・予算	上野精養軒

第一回常任理事会及び組合長会議開催される

8月28日(火)、足立税務署2階大会議室において、今年度第1回常任理事会並びに組合長会議が行われ、第62回定時総会の報告及び今年度の行事予定につき、次のように決定いたしました。

八木澤会長挨拶の挨拶に続き、佐々木足立税務署長より着任のご挨拶がありました。

議事

1、一般議事事業経過報告などは議事録参照

2、今後の主な行事

①、中学生の「税についての作文」審議及び表彰について・審査会を9月14日(金)、優秀作品表彰式 11月22日(木)足立区役所2階庁舎ホール ②、あだち区民まつり 10月6日(土)～7日(日)、荒川河川敷・虹の広場にて。10月3日(水)配布資料などの袋詰め事前準備会。

③、「税を考える週間」行事

(1)署長を囲む座談会 11月12日(月)足立税務署

(2)合同税務研修会 11月12日(月)足立税務署

(3)足立税務署納税表彰式 11月15日(木)足立勤労福祉会館(綾瀬プルミエ)。

④、その他 青年部・税理士部会、女性部会

⑤、東総連城東地区協議会、10月9日(月)葛飾レインボーホール

⑥、11月下旬以降、一日税務署長体験(中学生税についての作文優秀受賞者による)

3、各税務機関からの連絡事項がありました。



佐々木署長のご挨拶

組合員・役員の皆さん

都税キャンペーン



北千住駅頭にて都税キャンペーン

平成30年5月14日(月)北千住駅前において、足立納税貯蓄組合連合会と東京都足立都税事務所の共催で納期内納税キャンペーンを実施しました。都税事務所からも大勢の職員の方が参加して、同事務所からのキャンペーングッズとチラシなどを配布し街行く人々にPRしました。

東京国税局長、足立に！

3月23日(金)、足立税務署において、藤田東京国税局長の視察と税務関連六団体長との懇談会が行われました。(前列中央・藤田東京国税局長)



『納貯振替コーナー』ますます成果挙げる！
 平成29年度確定申告期における
 「納貯振替コーナー」編成表(敬称略)

**足立納税貯蓄組合連合会行事予定表
 (10月以降)**

月日	曜日	担当者	会場
2月16日	金	酒井ノブ子 木島昭子	区役所庁舎
2月19日	月	渡辺好之 浅井 弘	区役所庁舎
2月20日	火	篠木公代 斉藤珠恵	区役所庁舎
2月21日	水	田谷野貴世子 濱津好子	区役所庁舎
2月26日	月	荒井正行 内藤康裕	区役所庁舎
3月1日	木	小早川徹也	税務署
3月2日	金	原島正光	税務署
3月5日	月	福井英泰	税務署
3月6日	火	芝野浩一	税務署
3月7日	水	村岡喜一郎	税務署
3月8日	木	若林俊之	税務署
3月9日	金	坂本恭正	税務署
3月12日	月	櫻 富雄	税務署
3月13日	火	諸我時夫	税務署
3月14日	水	八木澤秀夫	税務署
3月15日	木	八木澤秀夫	税務署

月日	時間	内容・会場
9月14日	10:00~	中学生の「税についての作文」 審査会 足立税務署
10月3日	14:00~	足立まつり準備(袋詰等) 足立税務署
10月6日 }	10:00~	あだち区民まつり荒川虹の広場
10月7日		
10月9日	15:00~	城東地区ブロック協議会 当番幹事署連・葛飾納連
11月12日	13:00~	署長・副署長を囲む座談会 足立税務署
11月12日	14:00~	税務関連三団体税務研修会 足立税務署
11月15日	15:30~	足立税務署納税表彰式 綾瀬プルミエ
11月下旬~		一日税務署長体験
11月22日	13:00~	中学生の「税についての作文」 表彰式,足立区役所庁舎ホール
1月下旬		常任理事会・組合長会議
1月31日		納貯連だより145号発行
2月上旬		金融機関との収納事務打合せ 未定
2月初旬~3月15日		確定申告期「振替コーナー」 足立税務署・区役所



(一般・貸切・引越・移転作業・etc.)
 一般貨物自動車運送事業・関自振第2489号

東興運輸有限会社

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所/東京都足立区大谷田5-3-7

電話/03-3606-0115

八潮営業所/埼玉県八潮市南川崎130-3

電話/048-998-1833

損保ジャパン日本興亜(株)代理店



NIPPONKOA
INSURANCE

大谷田保険事務所

(東興運輸有限会社内)

親切本位 土地・建物・売買・管理

アパート・マンション

賃貸仲介

東京都知事免許(2)第95409

(株)丸善不動産

代表取締役 酒井真美

足立区足立 4-41-5 TEL.3852-2221
 FAX.3880-3333

国税コーナー



<http://www.nta.go.jp>

足立税務署 03(3870)8911(代)
〈自動音声で応答します〉

国税の納付は、 ダイレクト納付をご利用ください

徴収高計算書データの送信に電子証明書やICカードリーダーライタは不要です。また、ダイレクト納付にも、電子証明書等は不要なので、**源泉所得税を納めている方に、特におすすめ**です。

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

簡単 便利

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。

2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

3 ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付を利用するには

1 e-Tax で電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

事前にe-Tax へのメールアドレスのご登録をお勧めします。

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。

「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金いただいた上で、2の通知から 再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

4 納付状況を確認する

納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

消費税軽減税率制度説明会のご案内

開催日時		開催場所・定員		留意事項
11月5日(月)	14時00分～ 15時30分	足立区綾瀬1-34-7-102号 足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内) 2階 第一ホール	200名	説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
11月6日(火)	14時00分～ 15時30分	足立区綾瀬1-34-7-102号 足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内) 2階 第一ホール	200名	説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
11月8日(木)	10時00分～ 11時30分	足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館13階 大会議室B	140名	
11月12日(月)	14時00分～ 15時30分	足立区梅田7-33-1 梅田地域学習センター(エル・ソフィア内) 4階ホール	294名	説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。
11月14日(水)	14時00分～ 15時30分	足立区梅田7-33-1 梅田地域学習センター(エル・ソフィア内) 4階ホール	294名	説明会場には駐車場はございません。ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

【説明会の概要】

- ・ 消費税軽減税率制度の概要について(税務署)
- ・ 複数税率対応レジの導入支援措置について(商工会議所)

※ 説明会に関するお問合せ先

足立税務署 法人課税第1部門 担当：矢口 電話 03-3870-8911 内414

都税コーナー

東京都主税局ホームページ
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kI 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (蛍光灯照明器具 (平成 3 年 1 月 4 日より指定対象から除外)、LED 照明器具、LED 誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成 3 3 年 3 月 3 0 日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成 3 2 年 1 2 月 3 1 日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税事務所(足立区内の法人事業税・個人事業税については荒川都税事務所) 03-3802-8111
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

住宅建替え中でも 固定資産税・都市計画税(土地)の 住宅用地の特例が受けられます!(23区内)

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地(住宅用地)は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、**税負担が軽減**されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、**23区内**では所定の要件すべてに該当する場合は、**申告**により住宅用地の特例が継続して受けられます。

<平成31年度向け該当要件>

- ①平成30年1月1日現在、住宅用地であったこと
- ②平成31年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること
(平成31年1月1日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に扱います。なお、事前審査のための確認申請書の提出は該当しません。)
- ③住宅の建替えが、平成30年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること
- ④住宅の建替えが平成30年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

*要件の詳細については、土地が所在する区にある都税事務所(土地班)へお問い合わせください。
足立区に土地が所在する場合は、足立都税事務所土地班(03-5888-6314)へお問い合わせください。

八木澤会計事務所

- | | |
|---------------|-----------|
| I 電子申告に対応 | IV 経営相談 |
| II 法人税・所得税申告 | V 事業承継対策 |
| III 相続税・贈与税申告 | VI 相続事前対策 |

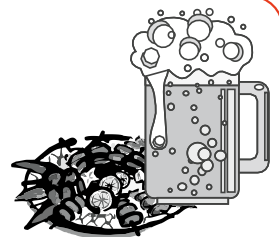
お気軽に御来所下さい

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 東京都足立区西綾瀬 2-18-15
Tel.03-3849-7141 Fax.03-3880-2940

和食館
ぐれーぷ

葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F
TEL.03(3620)1272

区税コーナー

足立区ホームページ
<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

☆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください☆

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。

口座振替にしますと、ウツカリした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。もちろん、ゆうちょ銀行も利用できます。組合員の皆様、ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

なお、特別徴収の特別区民税・都民税と軽自動車税は、口座振替の対象外です。

◎申し込み方法

預(貯)金通帳と、通帳の印鑑。納税通知書または納付書をお持ちください。

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所の窓口

※ 預(貯)金口座のある区外の金融機関や郵送でのお手続きを希望される方は、下記問合せ先までご連絡ください。

◎申込受付日と振替開始月

申 込 日	振 替 開 始 月	振 替 日
12月10日まで	1月(第4期分)	1月31日

※ 30年度第1期分、第2期分、第3期分、1年前納分の受付は終了しました。

問合せ先 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

☆区民税(普通徴収)の口座振替の新たな申込手続きについて☆

特別区民税・都民税(普通徴収)の口座振替による納付の申込について、従来の口座振替依頼書による手続きに加え、キャッシュカードだけでお申込みができる「ペイジー口座振替受付サービス」を平成25年7月から行っています。なお、この手続きができるのは口座名義人ご本人のみで、窓口は区役所納税課および各区民事務所です。

問合せ先 納税課収納管理係 TEL 3880-5238

☆復興税(特別区民税・都民税の均等割額の増額)☆

国の法律を受け、平成26年度から35年度までの10年間、区内の防災機能の向上を図るため、特別区民税と都民税の均等割額をそれぞれ年間500円増額しています。この復興税を財源とする、橋の補強、公園への防災対策設備の設置、建築物耐震化促進などの区内の防災や減災のための事業は、平成24年度から27年度にかけて先行して実施しています。

問合せ先 課税課庶務係 TEL 3880-5847

☆軽自動車税の納税と届出☆

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽自動車やバイクを所有している方が納める税金です。軽自動車税の納期は、5月31日でしたが、納税がまだお済みでない方はお早めに銀行・郵便局・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所でお納めください。

問合せ先

納税については **納税課滞納整理第一係 TEL 3880-5236**

廃車等の届出については **課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848**

※登録・変更手続きと問合せ先は、下の表のとおりです。

車種	登録・変更手続きと問合せ先
原動機付自転車(排気量125cc以下のバイク) 小型特殊自動車(フォークリフト等)・ミニカー	足立区中央本町1-17-1 課税課軽自動車税係 TEL 3880-5848(直通)
軽二輪車(排気量125cc超～250cc以下のバイク) 小型二輪車(排気量250cc超のバイク)	足立区南花畑5-12-1 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所 (足立車検場) TEL 050-5540-2031
軽四(三)輪自動車	足立区宮城1-24-20 軽自動車検査協会足立支所 TEL 050-3816-3102

☆特別徴収義務者の皆様へ☆

～住民税は毎月、給与から天引き(特別徴収)で!～



PRキャラクター「ぜいきりん」

納税者の利便性の向上など納税環境の整備のため、東京都62区市町村では、給与所得のある方は、原則として特別徴収とさせていただきます。

従業員の住民税は、事業主が毎月の給与から差し引きし、納入いただくよう法令で定められています。事業者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【事業主のメリット】

- ◆給与差し引き額は各区市町村で算出いたしますので、計算していただく手間は不要です。
- ◆従業員が常時10人未満の事業所に限り、納期特例制度をご利用いただけます。前半6ヶ月分を12月、後半6ヶ月分を6月と年2回でのご納入により、事務を軽減できます。

【従業員のメリット】

- ◆従業員様ご自身で納めていただく手間が無く、納め忘れの心配もありません。
- ◆給与から差し引きの場合は年12回でお納めいただけますので、1回の負担が軽くなります。(ご自身で納めていただく場合は、年4回です)

問合せ先 **課税課課税第一係～課税第四係**

TEL 3880-5418、3880-5230・5231・5232

緩衝材の加工・販売

株式会社 **荒井商店**

代表取締役 荒井正行

〒121-0061

足立区花畑2-13-34

TEL.03-3883-4503

FAX.03-3850-0660

各種ゴム製品・総合メーカー

ASAII (株)浅井ゴム製作所

営業所/東京都足立区綾瀬3丁目9番16号

☎ 03-3606-4156 (代)

工場 葛飾区小菅3丁目19番12号

FAX 03-3606-4155

足立納連の活動

(青年部・女性部・税理士部)

足立区長との懇談会

2月7日(水)、近藤足立区長と足立納連及び西新井納連の正副会長との懇談会が行われ、「協創力×エリアデザイン」と題して、区長より特別区民税の現況と展望を課税分野・徴収分野について、また区の財政、税制改正について、そしてエリアデザインでまちの将来像について説明がありました。(写真右)



女性部役員会

6月13日(水)、割烹三田において役員会が行われ、今年度の事業計画について検討しました。あだち区民まつり、作文表彰式等、



青年部・税理士部ゴルフコンペ開催

第29回

日時 平成30年7月3日(火) 快晴

場所 千葉夷隅ゴルフクラブ

優勝 八木澤 秀夫

準優勝 田中 栄

www.ayadigi.jp

「アヤセ」の製版・印刷機器の製造販売
製版印刷機器及びエレクトロニクス等各工程に
必要な検査台、検品台等の設計製作



アヤセ・デジタルクリエイト

〒113-0001 東京都文京区白山1-26-17
Tel.050-3786-4412 Fax.050-3730-4017
mail to: toiawase@ayadigi.jp

**足立納税貯蓄組合連合会は、
皆様の入会をお待ちしております。**

特色は、

- (1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。
- (2) 特別に制定された法律(納貯法)に根拠を置く団体。
- (3) 納税者の自由意志により設立できる団体。
- (4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。
- (5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。

足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3849-7141

税金のご相談は、税理士部へどうぞ！



(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住2丁目32
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

中林税理士事務所

税理士 中林 三夫

〒121-0813 足立区竹の塚 3-14-10
TEL.03-3884-1222 FAX.03-3885-1240

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住3丁目5番
第2小寺ビル6F
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6
マンション釜鳴302号
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10
野中ビル4B
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿
副会長・荒井 正行



今年は、台風の発生が多発しております。被害に遭われた被災地の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

災害が発生すると消防・警察・自衛隊の皆様と多くの方々の救援活動が行われます、復旧の為に多額の税金が使われます。

普段の我々の生活の中でも色々な税金が沢山使われていますが私自身一つ一つ気にして生活していません。

納連に入ってから「中学生の税の作文」を拝読して、色々ときずかされました。

もっと大人の人達も納税がいかに大切か又税金が正しく使われているか深く細かく知る権利は国民の皆様がもっと気にかけてほしいと、思うこの頃です。

又、アジア大会では日本はメダルラッシュになり、2020年のオリンピック・パラリンピック

に向けて素晴らしい期待と夢と希望を抱かしています。

開催には色々な問題が山積みの様です。私見ですが、まずは税金を上げ資金を作らないと出きる物も出来なくなるのではと思います、

それには先ず良い景気を生み出す事が先では国民全員が感じる好景気感が大切ではないかと、社会が大きく

動けば、個人の消費が増え、企業の収入が増えれば必然的に税金は上がると思います。又議員の皆様・一部の公務員の方々の無駄をなくし節約を心掛けて頂ければと思います。

納税は大切な事だと思っています、此れからの日本の国を支えて行く為にも。

今後、納連活動を問うして勉強しながら少しでも納連にお役に立ちたいと思います。

編集後記

北海道胆振東部地震、大きな災害が起きてしまいました。被災地の方々にお見舞い申し上げます。巨大地震は何百年に一度起ると言われていますが、近年はかなり大きな地震が頻りに起こっています。南海トラフ地震の話題も上がっていますが、もし起これば関東地方にも影響がありそうです。なかなか実感がわかない我々は、今一度災害地のことを思い日頃の備えをしておかなければなりません。

災害の備えも大切なことですが、我々の目的の一つの「納税の備え」も大切なことです。当組合では足立成和信用金庫の協力を得て「消費税納税定期預金」という商品を推薦しています。「店頭表示金利に乗せ」やこの商品契約者専用の「消費税納税融資」を利用可能となっております。是非参考にしてください。

今年の日本の気候は異常としか思えないのですが、みなさんはいかがでしたか。足立納連は今年度も「期限内完納」・「振替納税の推進」を中心に活動していきます。組合員の一層のご協力をお願いいたします。編集委員(W)

発行所	足立納税貯蓄組合連合会
発行責任者	会長 八木澤秀夫
編集者	副会長 渡辺好之
広報部長	副会長 浅井弘
印刷所	アヤセデジタルクリエイティブ

消費税の納税準備はあだちせいわで

消費税  **納税**  **定期積金**

店頭表示金利 **+0.10%** 上乗せ

ご契約者さま専用の「消費税納税融資」を利用可能

さらに 経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく 『あだちせいわ経営情報レポート』 を126種類をご用意しております。

 **足立成和信用金庫**

*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。